創業促進・ネットワーク構築事業実施要領

この要領は、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター（以下、「センター」という。）が行う「北海道の未来を拓く　創業・経営力強化等支援事業」のうち創業促進・ネットワーク構築事業（以下、「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

第１章　総則

（目的）

第1条　本事業は、道内で新たに創業を目指す者や創業間もない経営者（以下、「創業予定者」という。）等に対して、センター職員や先輩起業家メンターによる経営アドバイス等を行うとともに、創業に役立つ支援制度の紹介や経営相談、創業者間のネットワーク形成に向けた交流機会の提供等に取り組むことを通じて創業促進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる項目については、次の各号に規定するとおりとする。

⑴　『道内で新たに創業を目指す者』とは、「道内に居住し、道内で新たに個人事業を開業する計画」、「道内で新たに法人を設立し自ら代表に就任する計画」又は「道内の法人の事業を継承しその代表に就任する計画」を有する、個人事業の経験及び法人の代表経験のない個人とする。

⑵　『創業間もない経営者』とは、「道内に事業所を有する個人事業の開業」、「道内に事業所を有する法人設立と代表就任」又は「道内に事業所を有する法人の事業の承継」から概ね５年以内で、それまでに個人事業の経験及び法人の代表経験のなかった個人（原則、道内在住者）とする。

⑶　『先輩起業家メンター』とは、道内の法人代表者又は個人事業者で創業体験に基づく助言等を期待できる者で、センターが登録した者とする。

（満足度調査等）

第3条　センターは、本事業の利用者に対し満足度等の調査を行う。

第２章　経営アドバイス事業

（事業内容）

第4条　センターは、創業予定者等が抱える多様な課題に対して、その解決に向けた支援を行うとともに、必要に応じて先輩起業家メンターによる起業体験談の紹介等を実施する経営アドバイス事業を行う。

（支援対象者）

第5条　本事業の支援対象者は、創業予定者等とする。

（先輩起業家メンターの登録及び登録抹消）

第6条　先輩起業家メンターの登録及び抹消は次の各号に規定するとおりとする。

⑴　先輩起業家メンターは、創業後概ね1年以上の現役経営者とする。

⑵　経営コンサルタント事務所、税理士事務所、行政書士事務所などの専門的な知識サービス等を提供する事業所を営む者は、原則、先輩起業家メンターから除くものとする。

⑶　先輩起業家メンターの選定・登録及び登録期間は、別に定める。

⑷　先輩起業家メンターに登録する者は、様式１「先輩起業家メンター登録承諾書」をセンターに提出する。

⑸　センターは、先輩起業家メンターに関するリストを作成し公開する。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、センターは、先輩起業家メンターの登録を取り消すことができる。

⑴　先輩起業家メンターとしての守秘義務を守らない場合

⑵　この事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合

⑶　本人と連絡が取れなくなった場合又は本人が事業を廃業した場合

（相談の申込方法）

第7条　先輩起業家メンターへ相談を希望する者は、様式２「先輩起業家メンター事業 相談申込書」をセンターに提出する。

（相談対応の方法）

第8条　先輩起業家メンターと支援対象者との相談対応は、原則、インターネットを介して行われるオンライン環境で行うものとする。

２　相談時間は、原則１時間以内、一相談者の相談頻度は、原則月１回以内とする。

３　相談対応は、月曜日から金曜日（センター休日を除く）の9時から12時及び13時から17時の間とする。

４　相談対応は、センター職員参加を原則とする。

（費用及び報酬）

第9条　創業予定者等の先輩起業家メンターへの相談料は無料とする。

2　相談対応に伴う通信料、機器費用、システム等利用料、交通費等は、当該利用者がおのおの負担するものとする。

3　先輩起業家メンターの報酬は無報酬とする。

（守秘義務）

第10条　先輩起業家メンターは、相談対応することにより知り得た支援対象者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

（その他）

第11条　この要領に定めるもののほか、経営アドバイス事業の実施に必要な事項については都度決定する。

第3章　交流会等開催事業

（事業内容）

第12条　センターは、道内の創業促進を図ることを目的に、創業予定者同士の人的ネットワーク形成の場を提供する会（以下、「交流会等」という。）を開催する。

（開催方法）

第13条　センターは、交流会等を他の機関・団体等と共同で開催することができる。

２　交流会等をセンターと共催する者（以下、「共催機関」という。）は、交流会等を営利目的で行ってはならない。

３　交流会等は、原則一会計年度に２回開催するものとし、それぞれ異なる共催機関と実施することができる。

４　交流会等の開催地は、札幌市および札幌市外とする。ただし、道央圏は札幌市と見なす。

（参加対象者）

第14条　交流会等の参加対象者は、創業予定者等とする。

（参加費用）

第15条　交流会等の参加費用は、原則無料とする。ただし、参加者の飲食等に掛かる費用についてはこの限りではない。

（募集）

第16条　交流会等の参加者の募集は、センター又は共催機関が適宜行い、定員に達した段階で終了する。

（外部講師等）

第17条　センターは、交流会等において、必要に応じて外部講師等を招へいする。

（謝金・旅費の支給）

第18条　外部講師等への謝金及び旅費は次のとおりとする。

⑴　外部講師等へは謝金を支給する。

⑵　外部講師等へは旅費を支給する。

（その他）

第19条　この要領に定めるもののほか、交流会等開催事業の実施に必要な事項については都度決定する。

附則

１　この要領は、2025年4月11日から施行する。